

## (名称案1) 「歩くまち・京都」憲章

## (名称案2) 歩くまち京都憲章 等

わたしたちの京都は、千二百年を超える悠久の歴史を積み重ねながら、趣あるまち並みや自然景観、伝統に育まれた文化などを守り育ててきました。しかし、近年、クルマを中心とする生活が急激に進展する中で、こうしたまちの魅力が損なわれてきました。

京都にふさわしい移動の方法は、公共交通を利用したり、自分の力で、また時に人の助けを借りながら、“歩くこと”を中心としたものに違いありません。まちは誰もが安心して快適に歩くことができる場であり、行き交う人々こそがまちの賑わいと活力の重要な源泉です。そして、歩くことは健康にも環境にも望ましいものでもあります。

このような認識のもと、わたしたちの京都では世界の範となる「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進するため、ここに「歩くまち・京都」憲章を定めます。

わたしたちの京都では、市民一人ひとり、

- ・ 健康で、人と環境にやさしい、歩いて楽しい暮らしを大切にします。

そして、市民と行政が一体となって、

- ・ だれもが歩いて出かけたくなる道路空間と交通手段を整え、魅力あるまちを創ります。
- ・ 京都を訪れるすべての人が、歩く魅力を満喫できるようにします。

## (1) 「歩くまち・京都」憲章(案)の意義と内容

「歩くまち・京都」憲章(案)を作成するに当たっての具体的な考え方

- 
- それは、すべての京都市民および京都市へ来訪する者など、京都市に関わる全ての人々の共通理念・指針を示すものです。
  - それは、外部から強制される法規ではなく、京都市に関わる人々の、京都を愛する心から生じた共同認定の規範です。
  - それは、すべての京都市民が後世に伝え、世界に発信する決意です。
- 

「歩くまち・京都」憲章(案)は前文と本文にわかれ、本文は3つの項目から成り、それぞれの項目について主語を明確に示すため、1つ目の項目は「市民一人ひとり」は、2つ目と3つ目の項目は、「市民と行政が一体となって」という文章から始まっています。

## (2) 「歩くまち・京都」憲章(案)の前文

前文では、「歩くまち・京都」憲章(案)の制定目的と意義が述べられています。

第一段では、わたしたちの京都は、千二百年を超える長い歴史の中で、それぞれの時代の人々が先人から受け継いだ伝統や文化、自然環境を引き継ぎ、守り、そしてさらに少しずつ改善しつつ、次代に引き継いで来た結果として、はじめて今日の様な「京都らしい姿」になってきたのだ、ということがまず最初に述べられています。

ところが、こうした長い歴史の中で、守り、育てられてきた京都のまちが、近代以降、急激に、“クルマ”すなわち、自動車によって大きく様変わりしはじめ、その魅力が大いに損なわれてきたのだ、という様子が述べられます。

かつてクルマが無かった時代、京都のまちの中では、人々はみちの上を歩き、時に立ち止まって立ち話をしたり、そして子ども達はみちのあちこちで“辻遊び”をし、至る所にまちの“賑わい”がみられたはずでした。しかし、クルマがそのみちの上を走るようになると、ゆっくりと歩くことも、ゆっくりと立ち話をすることも、そして子ども達が夢中で辻遊びをすることも、いずれも著しく難しいものとなってしまいました。その結果、京都のまちの至る所に見られた“まちの賑わい”が少しずつ失われてしまいました。そして、みちはいつしか歩く人々のためではなく、クルマのために使われるようになり、真っ黒なアスファルトに覆われてしまうこととなりました。その結果、まちなかにはさらに大量のクルマが走る様になり、大量の排気ガスを出しつつ渋滞を巻き起こしてしまうに至ったのです。こうして、長い歴史の中で培われてきた町家が立ち並ぶ様な古いまちなみのたたずまいや魅力が、大きく低下してしまうこととなったのです。

しかし、京都のまちにふさわしい移動の手段は、そうした様々な問題を抱えるクルマではなく、自分の力で、時に人の助けを借りながら人々が行う“歩く”というものであるに違いありません。つまり、自分の力で歩くという移動、そして、車椅子やベビーカーを利用する人々の移動こそが、京都のまちにふさわしいものなのです。第二段では、冒頭にて改めてその点が強調された上で、その理由が述べられています。

歩く人々は、クルマのように排気ガスを出してまちの空気を汚すことも無ければ、クルマの渋滞列や放置駐車されたクルマのように、まちなみの景観を大きく傷付けるような事はありません。そしてそれはむしろ、まちに負担をかけ、傷つける要素であるというよりはむしろ、まちの活力の源ですらあります。歩く人々がいるからこそ、まちに“賑わい”が訪れ、そのまちの商業に活気が宿り、人と人との様々な交流が生まれるのです。ところが、まちなかに集まるのが人々ではなくクルマであるなら、それは決して“賑わい”と呼ばれることはありません。それは“混雑”でしかありません。“人々の賑わい”には“活気”が宿りますが、“クルマの混雑”が直接的に生み出すものは何もありません。なぜなら、人々がクルマに乗っている限り、他の人々との交流が生まれるはずもなく、買い物をしたりすることもできないからです。むしろ、クルマに乗っていれば、まちなかの雰囲気や他の人々と共有することも、同じ空気を吸うこともないのです。つまり、クルマの中は、まちの中にありながら、まちと遮断されてしまった“プライベートな小さな空間”となってしまうのです。人々がこのプライベートな小さな空間に固執する限り、京都のまちがかつての賑わいや活気を取り戻すことができないのではないのではないか、この段落では、そういう思いが短い文章の中にこめられています。

さらには、歩くことがまちの活力や魅力のために必要であるばかりではなく、一人一人の“健康”のためにも望ましいものであることが述べられています。そしてそれは、地球規模の環境にも望ましいものであることが述べられています。

つまり、この段落では、クルマを中心とした暮らしが京都のまちの魅力と活力、個人の健康、そして、地球環境の観点から大いに問題を抱えている一方で、歩くことを中心とした暮らしこそが、健康と環境、として、京都のまちにとって望ましいものであることが述べられているのです。

そして全文の最後の段落である第三段では、以上に述べた認識の下、私たちの京都は、みちの使い方や、バスや電車等の公共交通のあり方などを含めた交通のあり方全般を、“歩くこと”を中心としたものに大きく展開することによって、日本のみならず、世界中の模範となるような「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進するために、以下に述べるような3つの具体的な決意からなる「歩くまち・京都」憲章を定めることとしました、ということが述べられています。

### (3) 「歩くまち・京都」憲章(案)の本文

本文には前文に謳われた目的を果たすための3つの決意が書かれています。市民は歩くことを楽しむライフスタイルを享受し、行政はそのための適切な交通環境を整え、歴史・伝統的なまちを守るまちづくりを進める、という決意であり、最後は京都に暮らす市民のみならず、訪れる人にも歩く魅力を満喫できるようにするという決意です。

わたしたちの京都では、市民一人ひとり、

#### 1 健康で、人と環境にやさしい、歩いて楽しい暮らしを大切にします。

第一番目の憲章としては、世界の範となる「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進するために市民のライフスタイルのあり方をとりあげました。

歩くことは健康な身体づくりの第一歩として大切な役割を担っています。健康な人々が暮らす社会は地域を明るくし、地域の魅力を高めます。そして、歩くことは他の移動手段よりも静かで、空気や水を汚さない人と地球環境にやさしい理想的な移動手段です。そして、何よりも、歩くことは移動そのものを“楽しみ”にする活動です。それは、歩くことによって地域の人々との会話が生まれ、歴史的史跡と出会い、四季のうつろいを愛でるといった楽しみです。

ここでは、こうした“歩く”ことを楽しむライフスタイルを、京都のまちに暮らす市民一人ひとりが享受するという決意を示しました。

そして、市民と行政が一体となって、

#### 1 だれもが歩いて出かけたくなる道路空間と交通手段を整え、

魅力あるまちを創ります。

ここでは、京都の歴史的なまちなみとまちの賑わいを後世に伝えるためのまちづくりあり方とそのため交通政策をとりあげました。

京都のまちなかには、たくさんの町家や、それが連なるまちなみが残され、世界遺産をはじめとした寺社、そして、至る所に古都のたたずまいが残されています。こうした伝統的な風景には、歩いて移動することが馴染みます。そして、たくさんの歩く人々によって京都のまちなかの賑わいが生み出されています。つまり、だれもが“歩く”ことを楽しむ魅力あるまちを創るためには、安全で快適な交通環境を整える必要があります。

言い換えると、安心して快適にまちなかを歩けることは、市民の基本的な権利であると同時に、そのような交通政策によって、先人達の努力に守り育てられてきた京都の「まち」の魅力を、将来に継承するという私たちの責務を果たすことが可能となるのです。

そのための交通政策の一つは、子供からお年寄りまでだれもが安心してのびのびと歩い

て出かけたくなるような快適な道路空間を確保することです。これは単に道を移動のための経路として捉え、安全な移動のための空間を確保するというだけではなく、人々が休憩し、人々の憩いの場となるような施設を整えるという決意をも含みます。

もう一つは、より自由に安全で快適にモノ、サービス、施設にアクセスするための交通手段を整えることです。これは、まず、歩行者が安全に、快適に歩くことができる空間を確保した上で、より快適で利便性の高い公共交通を整え、ネットワークを充実させ、また、自転車での移動を安全で快適なものにするための走行空間や駐輪スペースを確保するという決意です。このように、だれもが歩いて出かけたくなる交通環境を整えることは、歩く魅力を高めるとともに、自分の力で歩くだけでなく、車椅子やベビーカーを利用する人々にとっての移動の負担を軽減することにもつながります。

次いで、京都の「まち」をより魅力的で健全なものにするための決意を述べています。すなわち、景観や風情を破壊するような施設立地の規制などの適切な規制や適切な開発によって京都の歴史的なまちなみを守り続けること、そして、京都のまちなかの賑わいを絶やさないために、人々が集まりたくなる施設を整え、伝統的な祭りを継承するとともに京都にふさわしい新しい文化を創造することを宣言しています。

## 1 京都を訪れるすべての人が、歩く魅力を満喫できるようにします。

京都を訪れる人々に京都の魅力をより深く感じていただくための市民と行政の姿勢をとりあげました。

京都は年間およそ 5,000 万人以上が訪れる日本を代表する観光都市です。京都には歩いて巡ることで初めて発見できる伝統に育まれた文化、史跡が随所にちりばめられています。先人たちが残してきたこのような魅力を将来の世代に引き継ぐとともに、世界の人々へ発信することは、われわれ京都市民の責務であると言えます。

ここでは、京都を訪れるすべての人々に京都の歴史と伝統をより深く味わっていただくために、出迎えるわたしたちの心構えを宣言しています。